

能代市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
受講対象講座指定申請書

令和 年 月 日

能代市長

様

申請者氏名

次の講座を受講したいので、能代市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象講座としての指定を申請します。

①氏名 (申請者)	フリガナ ----- 生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生 (歳)
②児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ ----- 生年月日	平成・令和 年 月 日生 (歳)
③住所	(〒 -)	電話 () -
④受講施設の名称	⑤講座の名称	
⑥受講科目	1 2 3 4 5 6 7 8	
⑦試験を免除できる科目		
⑧受講期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (受講 開 始 日)	
⑨所要費用 (予定)	入学料 円、受講料 円 合計額 円	
⑩過去の受給の有無	過去にひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を活用したことがある・ない。	
⑪申請者と生計を一にする子の氏名等 (注8参照)	フリガナ ----- 生年月日	平成・令和 年 月 日生 (歳)
	住所 (別居の場合)	
	申請者の地方税上の扶養親族に該当 する・しない。	
⑫児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者職氏名)	
	(備考) 受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合はその旨を記載すること。	

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定受講講座について支払う入学料及び受講料です。(希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じです。)
- 2 支給額は、次のとおりです。
 - (1) 受講開始時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の4割相当額です。ただし、受講方法が通信制の場合は10万円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は20万円が限度になります。
 - (2) 受講終了時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の5割相当額(受講開始時給付金の支給を受けた場合は、受講開始時給付金として支給を受けた額を差し引いた金額)です。ただし、受講方法が通信制の場合は、受講開始時給付金と併せて12万5千円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は25万円が限度になります。
 - (3) 合格時給付金の支給の対象となるのは入学料及び受講料の合計額の1割相当額です。受講開始時給付金及び受講終了時給付金と併せて、受講方法が通信制の場合は15万円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は30万円が限度になります。
- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用(予定)については、受講施設に確認をした内容で通知します。
- 4 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 5 所要費用については、標準的な金額であり、受講開始後又は受講終了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 6 受講対象講座の指定後、受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、市長にその旨を報告してください。
- 7 本事業の給付金の支給を受ける際には、あらためて「能代市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書」に添付書類を付けて支給申請手続きを行うことが必要です。
- 8 「⑩申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
 - (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
 - (2) 婚姻(※)によらないで母又は父となり、現に婚姻(※)をしていない。
(※)民法(明治29年法律第89号)上の婚姻をいう。
- 9 「⑫児童扶養手当の受給の証明」欄は、市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。